

私立小中学校等就学支援事業補助金について

1. 概要

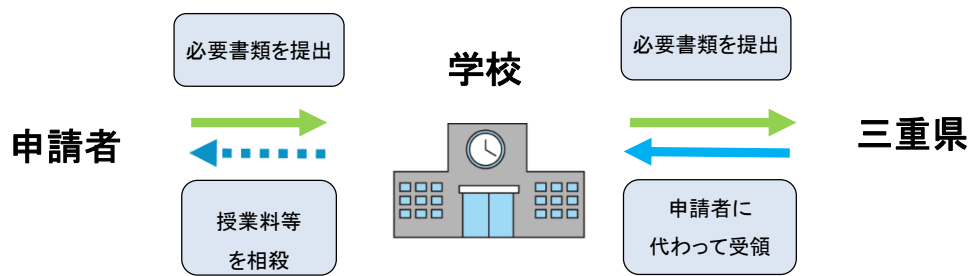
文部科学省が平成29年度より行う「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」に基づき、三重県が行う補助金です。
(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

2. 対象となる学校

三重県内に設置された以下の私立学校です。
・小学校 ・中学校 ・中等教育学校(前期課程) ・特別支援学校(小学部・中学部)

3. 支給方法

当該補助金は、学校設置者(学校法人)が申請者に代わって受け取り、授業料等と相殺されます。**児童生徒や保護者等が直接受け取るものではありません。**(学校によっては、一旦授業料等を納め、後日、生徒や保護者が補助金相当額を受け取る場合もあります)。



4. 受給するために必要な書類

- ①申請書 (在学する学校で配布されます)
 - ②課税証明書等
 - ③文部科学省が実施する調査票(在学する学校で配布されます)
- ①～③を学校に提出し、認定されれば補助金が支給されます。**

5. 支給対象及び支給額

- 支給対象(すべてを満たす必要があります。)
- ・児童生徒が7月1日時点で対象となる学校に在学していること。
 - ・児童生徒の保護者等(※1)の全員の所得金額(※2、3、4)の合計が140万円未満(※5)であること。
 - ・児童生徒が、贈与税が非課税とされる祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと。
 - ・児童生徒の保護者等の資産保有額(※6)の合計が600万円以下であること。
 - ・児童生徒の保護者等が、申請書に付随する誓約書を提出すること。
 - ・児童生徒の保護者等が文部科学省の実施する私立中学校等修学支援実証事業費補助金の付随するアンケート調査及びヒアリング調査に協力すること。

※1 親権者、生徒等と同居する祖父母、前述の保護者等と同等程度又は同等程度以上に生徒等の授業料を負担する者等

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、総合譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計から人的控除等の所得控除額合計を減じた額

※3 営業等所得や不動産所得等の所得に損失が発生している場合は、当該所得を0円として計算する。

※4 日本国外での収入も含む。

※5 親権者がひとり親控除の適用がある場合は143万円未満であること。

※6 預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債など)、貴金属(金・銀(積み立て購入を含む。))など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できるもの、投資信託、タンス預金(現金)、負債(借入金等)

○支給額
年額10万円(授業料の金額が10万円を下回る場合はその額)を支給します。

詳しくは、児童生徒が在学している学校にお問い合わせください。